別表十四㈣の記載要領第１号中「若しくは所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第６号）第18条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号及び次号⑵において「平成22年旧措置法」という。）第58条（探鉱準備金又は海外探鉱準備金）」を削り、「租税特別措置法第68条の61」を「同法第68条の61」に改め、「若しくは平成22年旧措置法第68条の61（探鉱準備金又は海外探鉱準備金）」を削り、同第１１号⑵中「若しくは平成22年旧措置法第58条第９項の規定の適用を受けた法人がその適用を受けた事業年度において同条第１項の規定の適用を受ける場合又は租税特別措置法」を「又は同法」に、「若しくは平成22年旧措置法第68条の61第８項の規定の適用を受けた連結法人がその適用を受けた連結事業年度において同条第１項の規定の適用を受ける場合には、租税特別措置法」を「には、同法」に、「若しくは平成22年旧措置法第58条第９項の規定の適用を受けたときに収入金額とされた金額又は租税特別措置法」を「又は同法」に改め、「若しくは平成22年旧措置法第68条の61第８項の規定の適用を受けたときに収入金額とされた金額」を削り、同第四号を次のように改める。

４　「探鉱費基準額（㉙又は(㉛－㉜)）㉝」及び「所得基準額（㊲又は(㊲－㊳)）㊴」の各欄は、租税特別措置法第59条第１項又は第68条の62第１項の規定の適用を受ける場合には「又は(㉛－㉜)」及び「又は(㊲－㊳)」を消し、同法第59条第２項又は第68条の62第２項の規定の適用を受ける場合には「㉙又は」及び「㊲又は」を消すこと。

別表十四㈤付表１の表中「

新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額	22	△

」を「

	22	

」に改め、同表の記載要領第１１号中「連結法人」を「各連結法人」に、「個別損金額（法第81条の３第１項（個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入）に規定する個別損金額をいう。次号において同じ。）として」及び「個別益金額（同項に規定する個別益金額をいう。次号において同じ。）として」を「連結所得の金額の計算上」に改め、同第１３号中「、法人が日本船舶外航事業に係る」を「、法人が」に改め、「経理しなかつた金額で当該事業年度の」の次に「日本船舶外航事業に係る」を加え、「連結法人が日本船舶外航事業に係る」を「各連結法人が」に、「当該連結事業年度の個別損金額として」を「当該連結事業年度の日本船舶外航事業に係る連結所得の金額の計算上」に、「及び連結法人が」を「及び各連結法人が日本船舶外航事業に係る」に、「日本船舶外航事業に係る個別益金額として」を「連結所得の金額の計算上」に改める。

別表十㈥の表のⅠ及びⅡ中「所得金額総計（別表四「37の①」）」を「所得金額合計（別表四「35の①」）」に改め、同表の記載要領第１１号⑵中「第６号」を「第４号」に改め、同第１３号を削り、同第四号を同第１３号とし、同第五号を削り、同第六号を同第四号とし、同第七号を同第五号とする。

別表十㈦の表のⅠ及びⅡ中「所得金額総計（別表四「37の①」）」を「所得金額合計（別表四「35の①」）」に改める。

別表十１㈠の二の記載要領第１号中「、平成23年12月改正法第19条」を「若しくは平成23年12月改正法第19条」に改め、「若しくは現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第82号。次号⑶において「平成23年改正法」という。）第17条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この記載要領において「平成23年旧措置法」という。）第57条の10（中小企業等の貸倒引当金の特例）」を削り、「、平成23年12月旧措置法」を「若しくは平成23年12月旧措置法」に改め、「若しくは平成23年旧措置法第68条の59（中小連結法人等の貸倒引当金の特例）」を削り、同第１１号㈠中「法第52条第１項第１号イからハまでに掲げる法人」を「租税特別措置法第57条の10第１項に規定する中小法人」に、「（保険業法に規定する相互会社及び外国相互会社を除く。）をいう。）が租税特別措置法第57条の10第１項又は第２項」を「をいう。）が同項又は同条第２項」に改め、同号⑵中「法第52条第１項第１号イからハまでに掲げる法人」を「租税特別措置法第68条の59第１項に規定する中小連結親法人」に改め、「（保険業法に規定する相互会社を除く。）」及び「。⑷において同じ」を削り、「租税特別措置法第68条の59第１項又は第２項」を「同項又は同条第２項」に改め、同号⑶及び⑷を削り、同第六号中「若しくは同号⑵」を「又は同号⑵」に改め、「又は同号⑶に規定する中小法人が平成23年旧措置法第57条の10第１項の規定の適用を受ける場合若しくは同号⑷に規定する中小連結法人が平成23年旧措置法第68条の59第１項の規定の適用を受ける場合」を削る。

別表十１㈢の記載要領第１号中「第４号」を「第５号」に改め、同第１１号中「第４号まで」を「この記載要領」に改め、同第１３号中「及び「当期に組織再編成を行つた場合の調整額　⑺」の各欄」を「の欄」に、「附則第５条第３項から第６項まで」を「附則第５条第４項若しくは第６項」に、「附則第５条第３項から第７項まで」を「附則第５条第４項、第５項若しくは第７項」に、「これらの欄」を「同欄」に改め、同第四号を同第五号とし、同第三号の次に次の１号を加える。

４　「当期に組織再編成を行つた場合の調整額　⑺」の欄は、平成14年改正令附則第５条第５項に規定する組織再編成を行つたことにより同条第３項又は第５項の規定の適用がある場合に記載すること。この場合において、同欄に記載する金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付すること。

別表十１１㈢の記載要領第１号中「、所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第６号）第18条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号及び第４号において「平成22年旧措置法」という。）第55条の６（特定災害防止準備金）」、「（第４号において「平成18年旧効力単体措置法」という。）」、「、平成22年旧措置法第68条の45（特定災害防止準備金）」及び「（第４号において「平成18年旧効力連結措置法」という。）」を削り、同第四号を削る。

別表十１１㈩を削り、別表十１１㈩の二を別表十１１㈩とし、別表十１１㈪を別表十１１㈩一とし、別表十１１㈦の次に次の１表を加える。